

田川市子ども・子育て会議運営及び公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田川市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、田川市子ども・子育て会議の運営及び公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 田川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると会長が認める場合は、この限りではない。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器及び棒その他危険な物を携帯している者
- (2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ及び太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議を妨害する恐れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 飲酒又は喫煙をしないこと
- (3) その他会議の秩序を乱し、又は妨害するような行為をしないこと

(撮影又は録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなくてはならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

(会議録等)

第9条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議名、開催日時、開催場所、出席者
- (2) 傍聴人の数
- (3) 審議内容（原則として発言委員名を明記し、発言の要点のみ記載する）
- (4) その他、必要な事項

2 会議録及び当該会議録に係る会議において配布した資料は、公開するものとする。ただし、第2条ただし書きの規定により会議が非公開とされたときは公開しない。

3 前項本文の規定にかかわらず、会議において非公開と決定した資料は公開しないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の運営及び公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年11月18日から施行する